

狂言における対称代名詞の待遇価値の変遷

—鷺流狂言の場合—

吉岡 鎮香

はじめに

狂言という対話劇において、話し手聞き手の対話の中で身分関係や心理状態によって細かく表現をしわけられるものが、対称代名詞とそれに対応する述語部分である。私は先に「鷺流狂言における待遇表現の研究」と題する一文を発表した。(『甲南国文』第四十三号。以下前稿とする。)その中で、鷺流本家仁右衛門派の台本「延宝・忠政本」、「森藤左衛門本」、「賢通本」の三本の対称代名詞とそれに対応する述語部分の用例を調査・分類し、台本ごとに待遇体系表をまとめ、三本の比較を行なつた。しかし、台本全体を通しての本家仁右衛門派の時代的変化を明ら

かにするに努めたため、各台本間の細かな比較は行なわなかつた。

そこで本研究では、鷺仁右衛門派の三台本における共通曲での対称代名詞の使用状態を詳細に比較し、前稿では簡単に述べるにとどめた「そなた」の待遇度の下降による待遇段階の五段階から四段階への変化、つまり「対称代名詞の待遇価値の変遷」について、用例を挙げて詳しく取り上げることにする。

三台本の共通曲は、恵比須毘沙門・止動方角・宗論・餅酒・昆布柿の五番である。この中から、前回の研究結果や話の量・表現の多様さといった点から「宗論」を調査対象とした。

一 共通曲

三台本の共通曲は五番であるが、その他の共通曲を次に示しておく。() 内は共通曲数である。)

* 「延宝・忠政本」と「森藤左衛門本」の共通曲 (16)

1 恵比須毘沙門	2 止動方角	3 音曲聲
4 烏賀	5 薩摩守	6 鮨酒
7 厄雁金	8 桂舞	9 大般若
10 狐塚	11 昆布柿	12 花争い
13 舟船	14 あかり	15 宗論
16 骨皮		

* 『延宝・忠政本』と『賢通本』の共通曲 (10)

1 恵比須毘沙門	2 鍋八振	3 止動方角
4 宗論	5 厥空人	6 文山立
7 鮚酒	8 昆布柿	9 真尋
10 三人片輪		

* 『森藤左衛門本』と『賢通本』の共通曲 (4)

「宗論」という曲は、身延山から帰る法華僧と善光寺から帰る淨土僧が道連れとなり、たがいに自分の宗旨に改宗せよと言い争い、宿屋に入ると宗論(教義問答)を始

二 比較と考察

10	37	34	31	28	25	22	19	16	13	10	7	4	1
40	37	34	31	28	25	22	19	16	13	10	7	4	1
41	38	35	32	29	26	23	20	17	14	11	8	5	2
42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3
43	40	37	34	31	28	25	22	19	16	13	10	7	4

め、読經争いから踊念佛・踊題目の張り合いに発展し、最終的には釈迦の教えに隔てないと仲直りするという話である。

はじめにも述べたが、三台本を比較しての大きな変化は「そなた」の待遇度の下降である。「そなた」は、ほぼ対等の身分の者同士で使用される対称代名詞であるので、出家という対等の身分の者同士の会話で「そなた」は平常表現⁵として使用される。

その「そなた」と他の対称代名詞の使用範囲を比較すること、曲中での状況や心理状態の変化による対称代名詞の変化を考察すること、そして同一場面での三本の相違を考察することで、対称代名詞の待遇価値の変遷が明らかになるものと考える。

表の見方

- 各用例には三本を対照できるように、同じ場面での科白の用例に1～36の番号をつけた。(他の台本では一つの科白であるのに、A「延宝・忠政本」の②の用例のように二つの科白が対応するものは、便宜上、11①と②③というようにした。)
- 「」部は、場面や筋書きの説明である。
- (淨)は浄土僧、(法)は法華僧の科白を表している。
- 対称代名詞についている□や——線は、前の科白から変化していない場合は——線を、変化した場合は□をつけていく。

三台本の同じ場面での科白の用例を対照させた表をまとめたので、次に示す。上段から順にA「延宝・忠政本」、B「森藤左衛門本」、C「賢通本」の用例を挙げた。

登場人物は、浄土僧・法華僧・宿屋であるが、調査対象とする科白は、浄土僧と法華僧の対話に限った。

(1) 対照表

- 1と3の用例は、A「延宝・忠政本」では浄土僧の科白だが、B「森藤左衛門本」とC「賢通本」では法華僧の科白となっているが誤りではない。翻刻者が台本の注記により訂正されたものに従つた。(訂正前の台本のママでは、後の会話の辻褄が合わなくなる。)

宗論

A『延喜・忠政本』

B『森藤左衛門本』

C『讀通本』

シテ淨土僧
アド法華僧
アド宿屋

「身延山からかえる法華僧と善光寺から帰る淨土僧とが道連れになる。お互に何の用で都へ上るのか聞き合つてゐる場面。」

1 (淨)
してこなたへ何國柄何國へ行人ニ。

1 (法)
なかく和二りよは何くから何方へおりやるむ。

2 (淨)

せん次第とおせらるゝほどにそれならハ身が参らふか。

2 (淨)

先和御寮からいざれ。

3 (淨)

仮初に詞ヲ掛け御座レハ同道めされて恭ふ御さる。

3 (法)

和御寮へはかりそめに詞をかけた所に、早速同心召され、かような大慶なことはおりやるまいぞ。

4 (淨)

しゃべなたは都へ何の用でのぼらします。

4 (法)

扱和御寮は都へ上るとおしやるが、何から何用あつて上らしますぞ。

5 (淨)

某へたゞい都の者テ御さる。

5 (法)

恩僧はだゞい都のものやいわぬ。

6 (淨)

(淨)

甲斐のミのふへお参りやつた。

7 (淨)

誠にミのふへお参りやりそうなをかたし
やい。

8 (淨)

中々世間にハにやうたつれも有り亦似
ぬつれも有物しやか其方と身共かよう思
ひやうた事へおりやるまひ。

9 (法)

そなたにハ又都へ何の用テのはらします。

10 (淨)

某もだゝい都の者しやい。

11 (法)

善光寺へお参りやつた。

(法) ②
といへば善光寺へおりやりそなお方し
やい。

7 (淨)

夷と和御寮のていを見るに、その身延山
(おまいりやいでかなはぬなり)でおりやる。

8 (淨)

さて人の連には似合つたもあり、又似合
はぬもあるものちやが、そなたも出家、愚
僧も沙門、此様な連は國元から態と言ひ合
はいたりとも、外にはあるまひぞ。

9 (法)

初和こりよも都へ上るとおしやるが、い
づくから何の用があつて上らしますぞ。

10 (淨)

愚僧もだたい都の者でいさる。

11 (法)

善光寺へお参りやつた。
(法) ②
といへば善光寺へおりやりそなお方し
やい。

7 (淨)

まことそなたの体を見るに、その身延と
やらへお参りやらいでかなはぬ、いでたち
でおりやる。

8 (淨)

いやなう。そうじて人の連には、似合
つたもあり又似合はぬもあるものちやが、
わざりよと愚僧のやうに似合つた連は、
國許からわざと旨ひ合はいたりとも、外に
はおりやるまひ。

9 (法)

さてそなたも都へ上るとおしやるが、い
づくから何の用があつて都へは上りやるか。

10 (淨)

愚僧もだたい都の者でおりやる。

11 (法)

まことわざりよの体を見るに、その善光
寺とやらへお参りやらいでかなはぬ、いで
たちでおりやる。

【お互いの宗旨を知らずに道連れとなつたが……、話をするうちに宗旨が違う事が分かり、法華僧は同道するのをやめるために嘘をつく
場面。】

やア〜身延へ参つて只今が下向ぢや。

やあ〜、甲斐の身延へお参りやつて唯
今が下向道ぢや。

7 (淨)

誠にミのふへお参りやりそなをかたし
やい。

8 (淨)

中々世間にハにやうたつれも有り亦似
ぬつれも有物しやか其方と身共かよう思
ひやうた事へおりやるまひ。

9 (法)

そなたにハ又都へ何の用テのはらします。

10 (淨)

某もだゝい都の者しやい。

11 (法)

善光寺へお参りやつた。

(法) ②
といへば善光寺へおりやりそなお方し
やい。

7 (淨)

夷と和御寮のていを見るに、その身延山
(おまいりやいでかなはぬなり)でおりやる。

8 (淨)

さて人の連には似合つたもあり、又似合
はぬもあるものちやが、そなたも出家、愚
僧も沙門、此様な連は國元から態と言ひ合
はいたりとも、外にはあるまひぞ。

9 (法)

初和こりよも都へ上るとおしやるが、い
づくから何の用があつて上らしますぞ。

10 (淨)

愚僧もだたい都の者でいさる。

11 (法)

善光寺へお参りやつた。
(法) ②
といへば善光寺へおりやりそなお方し
やい。

7 (淨)

まことそなたの体を見るに、その身延と
やらへお参りやらいでかなはぬ、いでたち
でおりやる。

8 (淨)

いやなう。そうじて人の連には、似合
つたもあり又似合はぬもあるものちやが、
わざりよと愚僧のやうに似合つた連は、
國許からわざと旨ひ合はいたりとも、外に
はおりやるまひ。

9 (法)

さてそなたも都へ上るとおしやるが、い
づくから何の用があつて都へは上りやるか。

10 (淨)

愚僧もだたい都の者でおりやる。

11 (法)

まことわざりよの体を見るに、その善光
寺とやらへお参りやらいでかなはぬ、いで
たちでおりやる。

12 (法)

其方に近頃面目なひ事かおりやるべ。

(法) ②

某ハ爰許に人を待苦をはたと失念をして
こなたと道連を致そうと申合フ。こなたに
ハお急ぎうな程に先へござれ。

13 (淨)

そなたはりちきな事をいわるゝ。物をわ
するゝと有ハ誰しも有事しやほとにそなた
の隙の明迄待合てあらぶ。

14 (法)

其御心中ハ忝か某の隙ハ五日十日なんし
廿日三十日隙か入も知らぬほどにまつひら
先へりおひでくだされい。

15 (淨)

扱々そなたへいらぬ気遣をさします。五
日十日三十日の事ハ扱置一年も一年も
地方の隙の明迄待合てゆかふわいの。

16 (法)

なんとこなたへ一年も一年も此所にまた
よ。

17 (法)

身共ハ其様にてまを取てハならぬ。先へ

12 (法)

扱そなたに面目ない事がおりやる、愚僧
は爰に待合はする人のあるをはたと失念し
て御坊に寄せ合はいた、定めてお急ぎでも
あらうほどに先へいて下されい。

13 (淨)

はて扱和御寮は律儀なことを語ふ人ぢや、互
にひまがいらうとも、待合はいて同道せ
うとはおしゃらぬか。

14 (法)

近頃過分なれども、此ひま入りが五日手
間を取らうか、十日ひまがいらうか知らぬ
によつて、平に行かさしませ。

15 (淨)

五日十日の事は措かしませ、乃至一年二
年でも待ち合はむべ。

16 (法)

何ぢや一年が一年でも待ち合はむべ。

17 (法)

やアら爰な者が、待つてよくは

人

12 (法) ①

愚僧はちと面白の無い事がおりやる。

(法) ②

別の事でも無いが、ここに許にちと用事の
あるを、はたと失念して同道せうと加つた。
そなたはお急ぎでもあらう程に、先へお行
きやれ。

13 (淨)

はてさて、そなたは律儀な人ぢや、互ひ
に暇が入るならば、待ち合はいて同道致さ
う。

14 (法)

志は過分なれど、愚僧の暇入りと言つば、
五日十日二十日三十日、乃至五十日百日か
からうも知れぬによつて、そなたは、お急
ぎであらう、先へお行きやれ。

15 (淨)

そなたの暇入りが、五日十日二十日三十
日、乃至五十日百日の事はさておいて、一
年が二年なりとも待ち合はそつ。

16 (法)

やあ〜。一年が二年なりとも待ち合は
やう。

17 (法)

愚僧はそのように待つ事はならぬ。先へ

ゆかふ。

18 (淨)

いや某もゆかふ。

お待ちやれ、愚僧は先へ行くぞ。

18 (淨)

和御寮が行かば身共も行かうぞ。

行くぞ。

18 (淨)

わ^ニりよが行かば、某も行くぞ。

[浄土僧は同道するのを嫌がる法華僧をからかおうと、しつこく法華僧について行き、お互に自分の宗旨に改宗せよと言い争いになる場面]

13 (法)

是程広ひ海道を日々にゆかいて人にかふり付やうな事をするの。

14 (淨)

想てそちの宗師のじやうこわなからな事よ。

15 (法)

じやうかこわい事ハ。

16 (淨)

少ぞちに云いたい事か有ハ。

(淨) ②

いやそなたの宗師の様に一部八巻の十巻のと云テいらぬ六ヶ敷事を取沙汰せうより身共の法になれハ南無阿弥陀仏と六字をさへとなふれハ成仏たうたかいかないほどに今からこちの宗師にならしませかしと

19 (法)

爰な者が、此広い街道をかぶりつく様にせねば歩かれぬか。

20 (淨)

かぶりつくやうにと、なぜに片意地をいはします、自体其方の宗旨のやうな情ごはない法は無い。

21 (法)

何が情剛な。

22 (淨)

和御寮の宗旨の様に、法花経一部八巻の二十八品のと、その様な六ヶ敷事では極楽往生は覚束無い、愚僧が宗旨にならしませいの事は、唯南無阿弥陀仏とさへ唱ふれば、即心成仏疑ない、けふから殊數を切つて、愚僧が宗旨にならしましましかしと思ふよ。

19 (法) ①

やいへ、やいそーなやつ。
(法) ②

この広い海道を、かぶりつくやうにせば歩かれぬかいやい。

20 (淨)

歩かれぬかいやい。(笑)。

いやなうへそなたのやうな情の強い宗旨はおりやるまいぞ。

21 (法)

何と人宗旨を情が強いとは。

22 (淨)

常の習ひ。(笑)。いやなうへ。そなたのやうな人に逢つたならば、言はうへと思うてゐたが、わ^ニりよの宗旨のやうに、一部八巻の十巻のと要らぬ事を唱ようより、向後愚僧の宗旨にならしませかしと思

思ふ。

23 (法) ①

某もわこりよに云たい事か有ル。

(法) ②

いやうちの宗師のやうにあそこの角ではくとく、爰のすみでへくとく明ても暮てもくろ大豆をかそよりも身共の法になれハ一步八巻をさつといたゝいてさい成仏たうたかいかなひほとにこちの法にならせませかせとおもふ。

23 (法) ①

又愚僧もそなたの様な出家に逢うたならば、異見をせうと思うて居た、自体和御宗旨を埒があかぬと言うて笑ふぞや。

(法) ②

まづお聞きやれ何やれあそこの隅ではぐどく、爰の隅ではぐどく、いらぬ黒豆つぶを数やうより、愚僧が宗旨にならしませ、法華經一部八巻を読む事は扱措き、さつと頂いても極楽往生疑がない程にけふから珠数を切つて、愚僧が宗旨にならしうかしと思ふ。

23 (法)

そちのやうな者に口で云た斗てへよもや合点が行まひ。是々此お珠数ハ忝も法然上人から去子細有テ伝タお珠数しや程に是をいたゝかせて今から某の弟子にするぞ。

23 (法)

いやく兎角和御寮の様な人に、口でいつてはお聞き入れがない。是この珠数は元祖法然上人の持たせられた御珠数なれど、故あつて愚僧が手にある、これを頂かせて愚僧が宗旨に引き入るゝぞ。

23 (法)

こりやく、そなたのやうな人に、口で言うては聞き入れがあるまい。こりや。この御数珠は、忝けなくも淨土開山法然上人より、さる仔細あつて愚僧が手に渡つた。この御数珠を戴かせて、たゞ今身が弟子にすぞ。

23 (法)

その法然坊とやらが尊くは、取つて置いてそち二 人戴け。

ふよ。

24 (法)

其様な有體物ならハとつて於てわこりよ一人でいたたけい。

24 (法)

南無妙法蓮經へ又、此珠数は高祖日蓮浦々。此お珠数ハ忝も日蓮上人から去子

25 (法)

いやなう。そなたのやうな人に、口で言

25 (法)

25 (法)

其法然坊とやらが持つた珠数が有難くは取つて置いてお主一人頂けい。

その法然坊とやらが尊くは、取つて置いてそち二 人戴け。

細有テ伝タ珠数しや程に是をいたゝかせて
から今から某の弟子にするぞ。

27 (淨) 其様な有難珠数ならわニリヨ一人で取テ
於テいたゝけの。

上人の持たせられた珠数なれども、故あつて某の手にある、是を頂かせてけふから愚僧が宗旨に引入るゝぞ。

27 (淨) 其日遼坊とやらが持つた珠数が有難くは取つて置いてお主独り頂けいの。

うては聞き入れがあるまい。ニリヤこの御数珠は、祖師日遼大聖人より、さる仔細があつて愚僧が手に渡つた。この御数珠を戴かせて、向後身が弟子にするぞ。

27 (淨) その日遼坊とやらが尊くは、取つて置いてそち一人戴け。

〔言い争いをしてるうちに、法華僧はうまく逃げて宿屋に入るが、すぐに浄土僧が追いかけてくる。〕

28 (淨) おぬしも来るならば来と言つてから來たい物の。

〔浄土僧の提案で夜もすがら宗論をすることになる。〕

28 (淨) えい、ここな者の宿を取るならば取る

と、愚僧にもちと知らせたいものぢや。

29 (淨)

扱々きつい返事をする人しや。いらぬ事を云テ腹を立ふより夜もすがら兩人が法門を云テそらの法を有難いと聞入たらハ弟子にならふつ。亦某の法を有難と聞たらハ弟子にならしませ。

29 (淨) はてさて、きつい返答をする人ぢや。わ
ごりよと要らぬ事を言うてからかはうより
どに、互に法門の脱き合ひ、和御寮の宗旨
が有難い事を聞き得たならば、そなたの弟
子にならうず、また愚僧が宗旨の有難い事
にせうぞ。又そなたの宗旨に有難い事があ
りもせうかなれば、それはその時の仕儀に
せうと思ふが何とあらうぞ。

29 (淨) よらうが、これは何とあらうぞ。

「必ず法華僧が「五十展転隨喜の功德」を芋の「ずいきの料理になぞらえて説教をする。」

30 (淨)

「ひなこへとをふわすに法門をとかしませ。」

30 (淨)
のうへ「や」と話をせよといひ早く法門をお説きやれ。

30 (淨)

「やへ。なう要らぬ事を問は「や」とか。何ぞ有難い事があひば説いて聞かせ。」

31 (法)

「ひなよハ何を聞や。今のか法門しやハ。」

31 (法)
お君は今のか何と聞いたが、法門かやが。

31 (法)

「やへ。何を聞くや。今のが法門かや。」

32 (法)

「有難事ハ耳遠ひ物テおりや。」

32 (法)
總じて有難い事は耳遠いものかや。のう人の法門を笑はずとも、何ぞ尊い」とがるば早う説いてお聞かせやれ。

32 (法)

「やへ。人の法門を「や」とか。」

33 (法)

「某の法門を此跡で云テ惜けれど爰か法門しや程に云てきかせう程に心をすまいてきけ。」

33 (法)
和御寮の其むさとしたあとで愚僧が法門を説くは、近頃勿体なけれどそこが宗詮おや、説いて聞かせう、耳を澄まじてようお聞きやれ。

33 (法)

「ええ、「や」とがむさとした事を言つた後で、愚僧が有難い事を説くはいかがなれど、そこが宗詮ぢやによつて、説いて聞かせう。胸をしづめりとくとお聞きやれ。」

【ひなに淨土僧が「一念弥陀仏即滅無量界」を食事の菜に掛けた説法をする。】

34 (法)

「ひなこへとをふわすとも先法門をとかしませ。」

34 (法)
のうへ「やはれぬ歎立由をせよといひ早く法門をお説きやれ。」

34 (法)

「やへ。堅い事をねしやひやといひ、何ぞ有難い事があひば説いて聞かせ。」

わ_二りよハ何をきくぞ。今のが法門しや
ハ。

忽て有難所ハ耳遠ひ物しや。しよせんひ
かくしやろんきにまけすとハわ_二りよかや
うな物の事よ。いらぬ事をいわつともねん
仏しやせう。

おぬしは今を何と聞いたぞ、今のが法
問ぢや。

有財餓鬼の無財餓鬼と、非学者論議に負
けずと、お主のやうな者とからかはうより
愚僧は念佛者をするぞ。

有財餓鬼無財餓鬼のと、わ_二りよのやう
な人に、七日七夜説いて聞かしても、聞き
入れがあるまい。愚僧は最早ねん仏者する
ぞ。

「ともにあきれて寝てしまう。翌朝早く目ざめると読經争いから、踊念佛・踊題目の張り合いに発展する。拍子に乗つて浮かれているうちに題目と名号とを取りちがえて法華僧が「南無阿弥陀仏」、淨土僧が「南無妙法蓮華經」と唱えてしまつ。二人は翻然と悟り、釈迦の教えに法華も弥陀も隔てないと、仲直りする。」

そちは何を聞くぞ。今のが法文ぢや。

(2) 対称代名詞の待遇度の考察

台本全体で主に使用される対称代名詞は三本とも「い」、「なた」「そなた」「わ」「汝」「やわ」「おのれ」の六種類であるが、「宗論」の曲中で使用されてくるものはそれぞれ次のようになる。

A 「延宝・忠政本」

「なた・そなた・わ」りよ・そち

B 「森藤左衛門本」

「なた・わ」りよ・おぬ

C 「賢通本」

「なた・そなた・わ」りよ・そち

A 「延宝・忠政本」とC「賢通本」は同じ四種類で、B

「森藤左衛門本」は三種類で「こなた」と「そち」がなく、「おぬし」が使用されてくる。しかし、「森藤左衛門本」の中で「おぬし」の用例は十例しかなく、そのうちの九例が「宗論」にあり、残り一例が「餅酒」に見られるのみである。「餅酒」の用例を次にあげておく。

○おぬしが笑うた故ぢや。

(越前百姓→加賀百姓・餅酒)

「」の場合の人物関係は「百姓同士」という対等の身分の者同士で、「宗論」と同じく「そなた」を平常表現とする関係である。

また、他の一本の台本全体をみて、「おぬし」の用例は見られない。(1)(2)(3)に関しては後の「おぬし」の考察で論ずることにする。)

まず、各台本で使用された対称代名詞の待遇度を確認するため、便宜上、各台本の待遇体系表を次に示す。(これらは前稿で、各台本)とて対称代名詞とそれに応する述語部分の用例を調査・整理し、得られた結果をまとめたものである。)

表中の五つに分類した待遇段階は山崎久之氏にならって、それぞれ「こなた段階」「そなた段階」「わ」りよ段階「汝・そち段階」「おのれ段階」とよぶことにする。

表 A

代名詞	動		助動詞	動	詞
	接	辞			
こなた	御	様	(お)せらる	仰らるる	(て)くられる
お	殿		おなさる	おせらるる	思召ます(る)
そなた	一殿		おやる	おせらるる	その他
わごりよ			(お)やる	おせらるる	
おのれ	汝		お——すい	お出なさる	
そち	呼捨の人名		さします(さしませ)	御出なさる	
居る			さします(しませ)	なさる	
ぬかす	ぬかす	いふ	おしやる	なさる	
	行く	来る	いふ	なさる	
	来る	来る	おしやる	なさる	
する	する	する	来る	なさる	
			行く	なさる	
			来る	なさる	
			する	なさる	
			する	なさる	
			てくれい	ておくりやれ	
			のむ	のむ	

表 B

おのれ	そち	汝	わごりよ		そなた	こなた	代名詞	動	作	主
			呼拾の人名		殿	御 様	接 辞	助 動 詞		動
をる				お——やる さします(さしませ)	(お)——やる さします(さしませ)	お——すい します(しませ)	お——なさる します(しませ)	お——せらるる (さ)せらるる	(さ)せらるる お——なさるる	お——せらるる お——なさるる
曾ふ ぬかす	曾ふ	曾ふ	曾ふ	おしやる いふ	おしやる いふ	おしやる 曾はるる	おしやる 曾ふ	おせらるる 御せらるる	おせらるる 御せらるる	おせらるる おせらるる
来る 往く うする	行く 来る 行く	来る 来る 行く	来る 行く わする	おりやる わする	おりやる わする	来る 行く	来る 行く	こざる 出させらる 御出なさる ゆかせらる ゆかせらる	こざる 出させらる 御出なさる ゆかせらる ゆかせらる	こざる 出させらる 御出なさる ゆかせらる ゆかせらる
する				する	する	めざる	めざる	なさる なさる	なさる なさる	なさる なさる
飲む 食う くらふ			飲む 食う	てくれい	てくれる ておくりやれ	ておくりやれ	ておくりやれ	て下され ておたもれ ておたりやれ	て下され ておたもれ ておたりやれ	て下され ておたもれ ておたりやれ
						飲む	飲む	思召す こうじる 飲ませらる 上がる まいる 進ずる	思召す こうじる 飲ませらる 上がる まいる 進ずる	思召す こうじる 飲ませらる 上がる まいる 進ずる

表 C

おのれ	そち	汝	わごりよ	そなた	こなた	代名詞		動	作	主
						御	様			
呼捨の人名 呼捨の人名+め	呼捨の人名	呼捨の人名				お・御	様	(さ)せらる (さ)せらるる	助動詞	
をる			お さします しませ(しませ)	お さします しませ(しませ)	お さします しませ(しませ)	お すい	お やる	お なさる		
ぬかす	言ふ	言ふ	おしやる	おしやる	おしやる	言ふ	おしやる	仰せらる お出でなさる	言	う
行く 失せる	来る	来る	来る	来る	来る	おりやる	おりやる	お出なさる お出でなさる	来る・行く	
する	する	する		めさる	めさる	する	めさる	なさる なさる	する	(て)くれる
		てくれい		ておくりやれ	ておくりやれ	てたもる	てたもる	て下され(い)		詞
飲む	飲む	飲む				飲む	飲む	思召す ころうじる	その他	

のようになつてゐる。

○なかへ 和下りよは何くから何方へおりやるや。

(法華僧→淨土僧・B-1)

次に、「宗論」の中で使用された対称代名詞に関して、(1) 対照表で示した用例を用い、考察を行なう。(文中の括弧内の数は対照表の用例番号で、A-1とあれば、A「延宝・忠政本」の3の用例といふ)とある。)

④ 「こなた」について

「こなた」は、A「延宝・忠政本」の一例(A-1・12)

②) とC「賀通本」の一例(C-2)の計二例である。

* A「延宝・忠政本」

○こいづなたハ何国柄何国へ行人ぞ。

(淨土僧→法華僧・A-1)

○……(略)。こなたにへお急さうな程に先へこせむ。

(法華僧→淨土僧・A-1・②)

話し手→聞き手は、A-1とは逆の法華僧→淨土僧であるが、親愛の情を示す「わいづよ」で呼びかけ、述部はそなた段階とわいづよ段階にある「おらやる」(表B・C参照)が対応する平常表現となつてゐる。

後者(A-1・②)は道連れとなつた後、話をするうちに宗旨が違うことが分かり、法華僧は同道するのを何とかやめようと嘘をつく場面である。この用例の前まで法華僧は「そなた」で呼びかけてくる(A-9・1・①)が、同道するのを丁寧に断わってやめさせようという心理がここでは働き、「そなた」から「こなた」へ対称代名詞は変化し、述部は「こなた段階とそなた段階にある「いざる」(表A参照)が対応して丁寧な表現となつたものと考える。

同じ場面での他の一本の用例(B-1・C-1・②)は、

次のようになつてゐる。

○扱そなたに面白い事がおりやる、愚僧は爰に待合

はする人のあるをはたと失念して御坊に寄せ合はない、定めてお急ぎでもあらうほどに先へいて下されい。

(法華僧→浄土僧・B-1)

○……(略)。そなたはお急ぎでもあらう程に、先へお行きやれ。

(法華僧→浄土僧・C-1)(2)

前者「森藤左衛門本」(B-1)は「そなた」に「こなた」段階の述部「て下されい」(表B参照)が対応し、丁寧に同道を断る表現となっている。

後者「賢通本」(C-1)(2)は「そなた」にそなた段階・わざりよ段階の述部「お——やる」(表C参照)が対応し、平常表現となっている。

同じ用例12の場面での対称代名詞とそれに対応する述

語部分を三本それぞれ簡単にまとめるところのようになる。

A : こなた+ござれ (○「こなた段階」)

B : そなた+て下されい (○「こなた段階」)

C : そなた+お——やれ (○「わざりよ段階」)

右の対応関係でAとCの述語部分は二つの待遇段階に見られるが、対称代名詞との通常の対応を考えれば、○印をつけた方の段階と考へるべきである。

そうすると、表現的に一番丁寧なのがAの用例、次にBで、Cは平常表現である。

*C「賢通本」

○まづこなたからおりやれ。

(浄土僧→法華僧・C-2)

二人とも都へ上ると分かり道連れとなつて、先へ行くのを譲り合つている場面である。丁寧に言うべき状況にあるので呼びかけは「こなた」を使っていて、述部は両者の関係にふさわしい待遇度のそなた段階とわざりよ段階にある「おりやる」(表C参照)を対応させている。これとは逆の対応が、同じ場面のB-2の用例に見られる。(A-2には対称代名詞は使用されていない。)

○先和御寮からござれ。

(浄土僧→法華僧・B-2)

呼びかけは「わざりよ」であるが、述部は「こなた段階の「お——やる」(表B参照)を対応させていて、この二例についてまとめるところのよう組み合わせとなる。

B : わざりよ+ござれ (○「こなた段階」)

C : こなた+おりやれ (○「わざりよ段階」)

とCはちようど逆の組み合わせの対応関係で、丁寧な表

現をしていふ」とになる。

以上、三例の「こなた」の使用例を中心同じ場面での他の台本の用例と比較してみたが、偶然にも述語部分は全て「行く」という意味の表現が対応している。そのことから各待遇体系表の「行く」の項に注目して見てみると、次の三点に気付く。

一、「うむ」は、表A「延宝・忠政本」では「こなた段階」とそなた段階に見られるが、表B「森藤左衛門本」と表C「賢通本」では「こなた段階」にのみある。

二、「おりやる」は、表A「延宝・忠政本」ではそなた段階にのみ見られるが、表B「森藤左衛門本」と表C「賢通本」とではそなた段階とわざりよ段階にある。

三、表A「延宝・忠政本」のわざりよ段階には「行く」という平常動詞のみで、敬意を表す表現はない。

これらのことまとめ言えることは、「延宝・忠政本」では「こなた段階」「そなた段階」「わざりよ段階」というように段階」との待遇度の区別がはつきりしていたが、「森藤左衛門本」と「賢通本」では「こなた段階」があり、その次に「そなた段階」と「わざりよ段階」が同じような待遇度の段階として存在するようにならして変化したのではないか、ということである。

① 「そなた」について

「そなた」は二本に共通して使用されている。前述したように出家という対等の身分の者同士であるので、「そなた」を平常表現として使用していると考えるが、時代の変化とともに使用範囲も変化していると考えられるので、次にそれぞれの台本の用例を示す。

* A 「延宝・忠政本」

○してそなたハ都へ何の用てのばらします。

(浄土僧→法華僧・A—4)

○そなたハりちき事をいわるゝ。……(略)。

(浄土僧→法華僧・A—13)

前者はお互に何の用で都へ上るか聞き合っている場面のものである。先に浄土僧が相手は法華僧であることを知り、次に法華僧が相手の宗旨を知る。そして、法華僧の方は同道をいやがり上手に断ろうとするが、浄土僧は無理にでも同道しようとする場面の用例が後者である。両者とも平常表現である。

同じ場面での他の二本の用例と比較すると、4・9・13の用例で対称代名詞の変化に一定の規則がある。例として9の用例を次に示す。

○そなたにハ又都へ何の用テのほらします。

(法華僧→浄土僧・A-19)

○拟和「りよも都へ上るとおしやるが、いづくから何の用があつて上らしますぞ。

(法華僧→浄土僧・B-19)

○さてそなたも都へ上るとおしやるが、いづくから何の用があつて、都へはお上りやるぞ。

(法華僧→浄土僧・C-19)

いづれも平常表現であるが、対称代名詞が A→B→C の順で「そなた→わ」りよ→そなた」と規則的に変化している。また、B→C の「わ」りよ→そなたの変化は、B-17 と C-17、B-24 と C-24 にも見られる。

これらの用例の対称代名詞を除く科白全体の表現を比較してみると、B 「森本」と C 「賢通本」ではほぼ同じ科白となつてゐることが分かる。

* B 「森藤左衛門本」

○かぶりつくやうに、なぜに片意地をいはします、自体其方の宗旨のやうな情」はな法は無い。

(淨土僧→法華僧・B-20)

同道するのを嫌がる法華僧をからかおうと、浄土僧はしつこくついて行く場面である。

「そなた」が使用される用例は、これ以外に二例 (B-11) りよと共出するものは二例 (C-22・29) である。

8・12) しかなく、他は次のように「わ」りよと共に出す
るもののが二例 (B-20・23①) あるのみである。

○又愚僧もそなたの様な出家に逢うたならば、異見をせうと思うて居た、自体和御寮の宗旨を埒があかぬと言つて笑ふぞや。

(法華僧→浄土僧・B-23①)

このように「森本」では「そなた」の用例は少なく、「わ」りよの用例は十一例ある。④の「こなた」のところでも述べたが、「そなた」と「わ」りよの待遇度に差はないと考えられるが、「わ」りよの用例が多いという点から使用差はあると言える。「森本」では、同じ出家同士という関係があるので親愛の情を示す「わ」りよを多く使用しているものと考えられる。

* C 「賢通本」

○まことそなたの体を見るに、その身延とやらへお参りやらいでかなばぬ、いでたちでおりやる。

(淨土僧→法華僧・C-17)

浄土僧にのみ相手 (法華僧) の宗旨が分かつた場面である。この他の「そなた」の用例は十例 (C-4・9・12②・13・14・15・20・23・24・26) あり、次のように「わ

○いやなうく。そなたのやうな人に逢つたならば、言はうくと思うてゐたが、わいりよの宗旨にやうに、

……(略)。

(浄土僧→法華僧・C-11)

また、先にあげたC-7の用例と対になる用例(C-11)では、対称代名詞は「わいりよ」になつてくる。
○まーとわいりよの体を見るに、その善光寺とやらへお参りやらいでかなはぬ、いでたちでおりやる。

(法華僧→浄土僧・C-11)

「質通本」では「そなた」と「わいりよ」の使用差はなく、どちらも平常表現として使用されている。

以上、各台本の「そなた」について見てみたが、「忠政本」は「そなた」と「わいりよ」の共出する用例がないよう、使用範囲も待遇度も異なる段階であることが分かる。しかし、「森本」では使用差はあるものの、待遇的に差はないと思われる。「質通本」では「そなた」と「わいりよ」の間に待遇差・使用差ともになくなつていると考えられる。

②「わいりよ」について

「わいりよ」が「本に共通して使用されている。次にそれがどの台本の用例を示す。

* A 「延宝・忠政本」

○あゝ愛な。宿を借るならハかるといふて能うわいりよへたしぬいたの。

(浄土僧→法華僧・A-28)

法華僧はしつこい浄土僧から逃げて宿屋に入るが、すぐに浄土僧は追いかけて来て、同じ部屋に泊ることになつた場面である。逃げた法華僧に浄土僧が文句を言つてゐる用例である。「そなた」を平常とするときの卑下表現^{せきせん}と考えられる。

この他に「わいりよ」の用例は六例あり、合計七例のうち六例(A-25・27・28・31・35・36)が他の台本との間で規則的な変化をしている。

前にあげたA-28の用例とA-36の「わいりよ」が、B「森藤左衛門本」では次の用例(B-28)のように「おぬし」に変化していく。

○おぬしも来るならば来ると言つてから来たい物の。

(浄土僧→法華僧・B-28)

また、A-23・27・31・35(23と27、31と35は対になる科白)はC「質通本」までの変化があり、A→B→Cの順で「わいりよ→おぬし→そち」と規則的に変化している。次に用例を示す。

○わ^いりよへ何を聞くぞ。今のが法門しやハ。

(法華僧→淨土僧・A-3)

○お主ハ今のが何と聞いたぞ、法問ぢやが。

(法華僧→淨土僧・B-3)

○そちは何を聞くぞ。今のが法文ぢや。

(法華僧→淨土僧・C-3)

宗論を始め、法華僧の説教に淨土僧が文句をつけたので、法華僧が言い返している場面である。いずれも卑下表現で、この「わ^いりよ→おぬし→そち」という変化から、各台本で卑下表現に用いられる対称代名詞が異なることが分かる。

「忠政本」の宗論の曲中では、「わ^いりよ」に対応する述語部分は平常動詞のみであるが、「わ^いりよ」には敬意を表す表現もある(表A参照)。次に用例を示す。

○わ^いりよへなせに其ことくいわします。

(次郎冠者→太郎冠者・棒縛)

同等の身分の冠者同士であるので、「わ^いりよ」を平常表現として使用している。

これらのことと簡単にまとめると、次のようになる。

○わ^いりよ+敬意を表す述部……平常表現

○わ^いりよ+平常動詞……卑下表現

このように、対応する述語部分によって「わ^いりよ」は表現をしわけられていると考える。

* B 「森藤左衛門本」

○扱和御寮は都へ上るとおしやるが、何くから何用あつて上らしますぞ。

(淨土僧→法華僧・B-4)

①の「そなた」についてでも述べたように「森本」では「そなた」よりも「わ^いりよ」を多く使用している。述語部分を比較しても(表B参照)「そなた」とほとんど待遇差はなく、平常表現として使用されている。

* C 「賢通本」

○ええ、わ^いりよがむさとした事を言った後で、愚僧が有難い事を説くはいかがなれど、そこが宗論ぢやによつて、説いて聞かせう。胸をしづめてとつくりとお聞きやれ。

(淨土僧→法華僧・C-3)

②の「そなた」についてでも用例(C-1)をあげて述べたように、「そなた」と「わ^いりよ」に使用差はなく、述語部分を比較しても(表C参照)待遇差は見られない。以上、「わ^いりよ」についてまとめると、「忠政本」では平常動詞が対応して卑下表現として使用されているが、

恩僧は先へ行くや。

(法華僧→淨土僧・B-11)

○「おぬし」が来るならば来ると書いてから来たい物の。

(法華僧→淨土僧・B-28)

「森本」では②の「そなた」のといひやまとめたよつた、
使用差はあるものの、「そなた」と「わいりよ」の間に待
遇差はない、平常表現として使用されている。「賀通本」
では使用差も待遇差もなく、平常表現として使用されて
いて、「そなた」と「わいりよ」は同じ待遇段階になつて
いると考えられる。

① 「おぬし」について

「おぬし」は「森藤左衛門本」のみで使用されているが、
「延宝・忠政本」の書写時期に驚流で使用されていなかつ
たかどうかは不明である。なぜなら、「忠政本」と
書かれた曲数が2番と少ないからである。また、「忠政本」と
同時期に書写された大蔵流「虎明本」(寛永十九年(一六四二)書写。)の待遇体系をまとめられた山崎氏は、体系

○実と和御寮のていを見るに、その身延山へおまいり

やいでかなはぬなりでおりやる。

(淨土僧→法華僧・B-7)

○実と「おぬし」のなりを見るに、善光寺とやらへ参らい
ではかなはぬ事でおりやる。

(法華僧→淨土僧・B-11)

統一されてしまい使用されなくなつたと考えることも可
能であるかと思う。

「おぬし」の待遇度について「虎明本」と同じ「わいり
よ段階」にあるのか、次に用例をあげて考えてみる。
○やあら爰な者が、待つてよくはお主一人お待ちやれ、

○実と和御寮のていを見るに、其の身延山へおまいり
やいでかなはぬ事でおりやる。

②の「わ」りよについてのところで述べたように「おぬし」は卑下表現として主に用いられる。それは、「忠政本」「賢通本」には（宗論で使用される対称代名詞の中で）待遇度の一一番低い「そち」が使用されているが「森本」にはないことも関係していると考えられる。

述語部分から考へると「おぬし」は「わ」りよと同じ待遇段階と言えるが、使用差があり、「わ」りよは平常表現として、「おぬし」は卑下表現として使用されている。

④ 「そち」について

「そち」は「忠政本」と「賢通本」で使用されているが、使用範囲はそれぞれ違つていて。「森本」は台本全体でも「そち」の用例が極めて少なく、「汝」を平常表現とする主従関係において卑下表現として使用される程度で、それ意外の関係での使用例はない。

* A 「延宝・忠政本」

○少ぞちに云ひたい事か有へ。

(淨土僧→法華僧・A-1²①)

○某もわ」りよに云たい事か有へ。

(法華僧→淨土僧・A-1³①)

この二例は対になつている科白で、「そち」に対して「わ」りよ」が使用され、どちらもお互いの宗旨に文句をつ

ける卑下表現であると考えられる。

「忠政本」の台本全体を見ると、「そち」が使用される人物関係は、「わ」りよ」が使用される関係とほぼ同じで、低い身分の者同士（三人片輪・文山立）や冠者同士（棒縛）では、次の用例のように「わ」りよ」と「そち」が同じように使用される。

○わ」りよが今様は何事ヲスルソ。

(座頭→いざり・三人片輪)

○そちハ爰へ何しにきたぞ。

(いざり→座頭・三人片輪)

「わ」りよ」と「そち」の使用範囲はほぼ同じである。

③の「わ」りよのところでも述べたように、「わ」りよに平常動詞の述部が対応したものと「そち」は卑下表現として使用されている。

* C 「賢通本」

○こりやく。人の法文をそしらずとも、「そち」が方に

何ぞ有難い事があらば、説いて聞かせい。

(法華僧→淨土僧・C-1²)

夜もすがら宗論をしている場面で、卑下表現である。(3)

の「わ」りよ」のところで述べたように、「そち」は「あなた」と「わ」りよ」を平常表現とする時の卑下表現とし

て使用されてくる。

以上、「やぢ」と「やぢ」とみると、「忠政本」では「やぢ」と「わいりよ」の間に待遇差はあるが、使用範囲はほぼ同じで、「やぢ」は卑下表現として使用される。「賢通本」では、「そなた」「わいりよ」を平常表現とするときの卑下表現である。

おわりに

三本の共通曲「宗論」をもとに対称代名詞の使用状態を比較してみたが、大きな時代的変化は「そなた」の待遇度の下降と「わいりよ」の使用範囲の変化である。

「延宝・忠政本」では、述語部分を比較しても明らかのように、「こなた段階」「そなた段階」「わいりよ段階」というように対称代名詞とともに明確な待遇段階がある。「わいりよ」は「やぢ」ととの間に待遇差はあるが使用範囲がほぼ同じで、人物関係によっては「わいりよ」の述部に平常動詞を対応させて、「やぢ」と同じように使用してくる。「森藤左衛門本」では、「そなた」と「わいりよ」の間に使用範囲の差はあるものの、述語部分を比較すると待遇度はほぼ同じであるといえる。「賢通本」では、「そなた」と

「わいりよ」の間に使用範囲の差・待遇差ともにないと考えられる。

これらのことから、「延宝・忠政本」では「こなた段階」「そなた段階」「わいりよ段階」「汝・そぢ段階」「おのれ段階」と五段階であった待遇段階が、「そなた」の待遇度が下降していく、約二百年後に書写された「賢通本」では「こなた段階」「そなた・わいりよ段階」「汝・そぢ段階」「おのれ段階」の四段階になつたといふことがいえる。また、「森藤左衛門本」と「賢通本」の科白は表現的にはほぼ同じ科白が多く、表現の統一が進み、類型化していくことが分かる。

待遇段階の五段階から四段階への変化の原因として、狂言が定着・固定する間の口語の影響が考えられる。江戸前半期の口語に「お前」という対称代名詞が出現し、「こなた段階」より上の待遇の「お前段階」として使用されるようになる。狂言の対称代名詞の中に「お前」を取り入れることは避けたが、待遇段階は口語の「お前段階」の出現の影響を受けて四段階へと変化したと考えられる。

本稿では、口語の影響に関して詳しい考察は行なえなかつたが、口語との関連の面から舞台劇である「狂言のことば」を考察することを今後の課題としたい。

注 1：延宝六年（一六七八）忠政書写。二五番。田口和夫「寫流狂言『延宝・忠政本』翻刻・解説」（弟岡英和女子学院短期大学紀要」11号・昭和34年3月）

注 2：安永六年（一七七七）森藤左衛門書写。百三番。斎藤香村校

訂『語曲文庫第八』（狂言篇上）昭和4年8月・語曲文庫刊行会）に百一番の翻刻がある。三番叟を除く百番を使用した。
注 3：安政二年（一八五五）書写。古川久校訂『日本古典全書狂言集』（昭和28年5月・朝日新聞社）に百番を所収。

注 4：山崎久之「国語待遇表現体系の研究近世編」（昭和18年4月・武藏野書院）所収の「室町時代の待遇表現体系」で山崎氏が「虎明本」の語群を設定された方法にならい、待遇段階を設定した。

注 5：平常の方法においてそれぞれの人物関係にふさわしい待遇が用いられている表現を平常表現とよぶことにする。

注 6：注 4 参照。

注 7：それぞれの人物関係にふさわしい待遇（平常表現）よりも低い待遇が用いられているものを、今は適切な用語が見あたらぬ（（こういう用法の表現について従来の敬語論の中に適切なものが見あたらない）ので、便宜上、彦坂氏が「卑下表現」とされているのを借用してあてるにすることにする。

彦坂佳宣「大藏流狂言『虎明本』から『虎寛本』へ——その待遇表現の変化——」（東北大学『国語学研究』第14号・一九七五年）

注 8：注 4 に示した文献の七〇九頁の待遇体系表に見られる。